

彩の国  埼玉県



令和3年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査等の種類と監査結果の区分	
(1) 監査等の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査等の概要	
監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	
(1) 定期監査	6
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	11
(3) 財政的援助団体等監査	14
(4) 決算審査	15
(5) 健全化判断比率等審査	19
(6) 住民監査請求監査	20
(7) 内部統制評価報告書審査	21
資料編	
令和3年度に公表又は提出した監査の結果等	
1 定期監査	
(1) 定期監査年度別実施課所数	23
(2) 監査の結果等	
ア 令和3年度第1回	24
イ 令和3年度第2回	27
ウ 令和3年度第3回	29
エ 令和3年度第4回	33
2 財政的援助団体等監査	
(1) 監査対象団体及び実施団体	36
3 住民監査請求	
(1) 年度別処理状況(平成28年度以降分)	37
(2) 請求事案及び結果(平成28年度以降分)	37

監 査 委 員

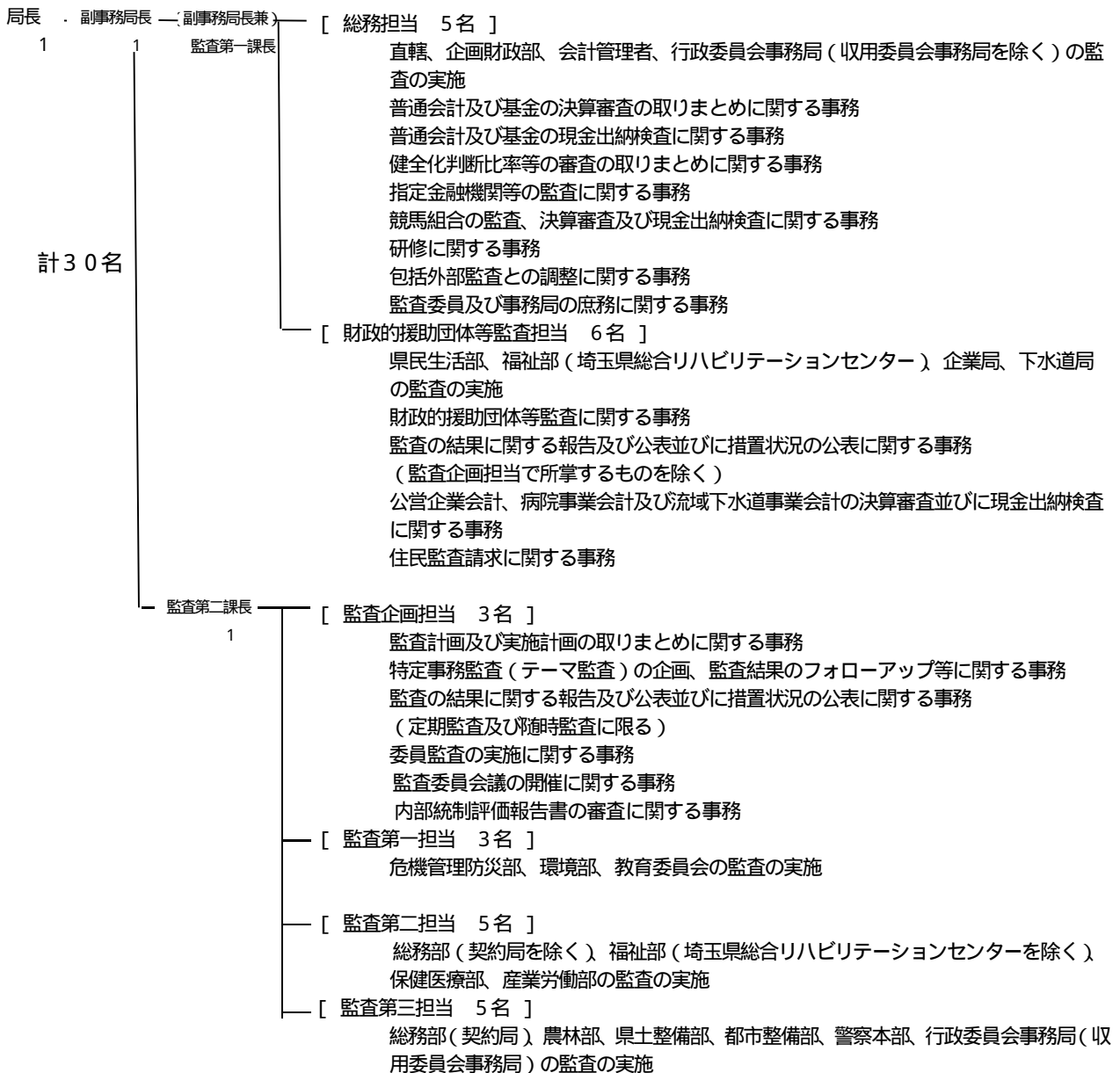
地方自治法第 195 条及び第 196 条の規定に基づき、識見を有する者 2 人、県議会議員 2 人の計 4 人を監査委員としています。

令和 3 年度

氏 名	区 分	備 考
小 山 彰	代 表 監 査 委 員 非 常 勤 出 議 見 選 出	公認会計士 R2.3.27～R6.3.26
間 嶋 順 一	監 査 委 員 常 勤 出 議 見 選 出	税理士 R3.7.11～R7.7.10
荒 木 裕 介	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R3.3.27～R4.3.25
小 久 保 憲 一	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R3.3.27～R4.3.25

監査事務局の組織及び事務分掌

令和 3 年度



1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第2項、 第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	必要と認めるとき
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき
11 内部統制評価報告書審査	法第150条第5項	毎年度1回以上

法・・・地方自治法

企業法・・・地方公営企業法

健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

上記のほか、同条第11項に基づき、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告する場合がある。

2 監査等の概要（令和3年度実施分）

令和3年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の視点に加え、予算や法令に従って適正になされているかという合规性、正確性の視点から監査を実施しました。</p> <p>令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における財務事務（100万円以上）の執行状況の確認と課題の把握」、「内部統制の課題の把握」、「改善や工夫された取組（優良事例）の発掘」を重点監査項目としました。</p>	5 8 1 課所	指摘 なし 注意 1 6 件
特定事務監査 （テーマ監査）	<p>組織横断的な課題について、効率的・効果的な行財政運営及び施策を実現するため、特定事務にテーマを定めた監査を実施しました。</p> <p>（テーマ）女性活躍の推進について</p>	5 課所	意見 1 3 件
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	3 7 団体 4 0 箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行うものです。</p>	受付 1 件	却下 1 件
決算審査 （令和2年度決算）	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 14 特別会計 5 公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査 （令和2年度決算）	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5 公営企業会計	同上
基金運用状況審査 （令和2年度決算）	<p>基金が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか審査しました。</p>	2 基金	同上

現金出納検査	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 14 特別会計 5 公営企業 会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出
内部統制評価報告書審査 (令和2年度報告書)	内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査しました。	知事部局	知事へ審査意見書を提出

3 監査の結果等（令和3年度公表・提出分）

（1）定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、おおむね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
令和3年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和3年度 第1回公表 (提出日 3年 9月27日) (公表日 3年10月 8日)	193機関 (本庁各課)	3年 4月15日 ~ 8月20日	指摘 なし 注意 7 意見 なし
令和3年度 第2回公表 (提出日 3年12月 3日) (公表日 3年12月17日)	44機関 (地域機関)	3年 8月23日 ~ 10月17日	指摘 なし 注意 1 意見 なし
令和3年度 第3回公表 (提出日 4年 2月18日) (公表日 4年 3月 4日)	208機関 (地域機関)	3年10月18日 ~ 12月28日	指摘 なし 注意 5 意見 なし
令和3年度 第4回公表 (提出日 4年 6月20日) (公表日 4年 7月 1日)	136機関 (地域機関)	4年 1月11日 ~ 3月29日	指摘 なし 注意 3 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

令和3年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
分 野 別	収入		2	2
	支出		2	2
	調達手続		6	6
	契約内容		3	3
	財産		1	1
	業務運営		2	2
	その他			
	計		16	16
性 質 別	管理の不備		6	6
	運用の不備		4	4
	不注意		6	6
	不経済			
	非効率			
	計		16	16

ウ 事例

(ア) 指摘 なし

(イ) 注意

支出・管理の不備（令和3年10月8日公表）

・令和2年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金の規則で定めている補助事業者からの変更交付申請書の徴取及び変更交付決定通知書の交付を行わないまま、支出負担行為の変更を行っていた。

（県民生活部 共助社会づくり課）

調達手続・運用の不備（令和3年10月8日公表）

・令和2年度に締結した「令和2年度埼玉県震災対策行動計画策定調査業務委託」の執行伺を作成していなかった。（危機管理防災部 危機管理課）

収入・管理の不備（令和3年10月8日公表）

・債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、管理体制が是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られた。（農林部 森づくり課）

財産・不注意（令和3年10月8日公表）

・県収入証紙の紛失における埼玉県財務規則第215条の規定に基づく事故報告を行わなかった。（会計管理者 出納総務課）

調達手続・運用の不備（令和3年10月8日公表）

・令和2年度に締結した「令和2年度公用車安全運転実技研修」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかった。（会計管理者 出納総務課）

調達手続・運用の不備（令和3年10月8日公表）

・令和2年度に締結した「埼玉県学校安全総合支援事業委託」の執行伺を作成していなかった。（教育委員会 保健体育課）

契約内容・不注意（令和3年10月8日公表）

・令和2年度に締結した「令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験等適性検査採点処理業務委託単価契約」の契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項について定めておらず、当該誓約書の写しを受注者に提出させていなかった。（教育委員会 教職員採用課）

調達手続・不注意（令和3年12月17日公表）

・令和2年度に実施した「散水用水中ポンプ取替修繕」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。（教育委員会 上尾高等学校）

契約内容・運用の不備（令和4年3月4日公表）

・令和3年度に締結した「03 自家発電設備保守点検業務委託」など合計3件の業務委託契約における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかった。（環境部 環境整備センター）

調達手続・不注意（令和4年3月4日公表）

・令和3年度に締結した「検体検査業務委託契約」（単価契約・長期継続契約）について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。（福祉部 総合リハビリテーションセンター）

支出・不注意（令和4年3月4日公表）

・令和元年度に締結した「中川流域処理場第2沈砂池ポンプ棟接続施設工事」の2回目の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が管理者のところ局長が決裁していた。（下水道局 中川下水道事務所）

業務運営・管理の不備（令和4年3月4日公表）

・北浦和公園内徒渉池において、流水状態が約2週間続く事故が発生した。この事故により、同期間を含む2か月分の水道料金として、直前の2か月分の水道料金の12倍となる約468万円を支払うこととなった。

・公園内における施設管理業務については業者に委託しているが、本来業者に行わせる業務を美術館職員が行ったこと、また、仕様書どおりに行われていない業務があるにもかかわらず、それに気付かず事務を進めるなど不適切な事務の管理執行体制となっていた。（教育委員会 近代美術館）

業務運営・管理の不備（令和4年3月4日公表）

・令和2年度の高等学校等就学支援金に係る事務処理を怠ったため、国からの就学支援金が支給されず、一部を私費で補填し事実を隠蔽していた。

・また、授業料及び入学料、奨学のための給付金などの事務処理を怠り、保存すべき文書を破棄していたほか、平成30年度の実践室のエアコン修繕について、財務規則に則った業者選定手続を行わず業者に修繕を依頼し、その費用を私費で支払い、事実を隠蔽していた。

・平成30年度以降に複数の不適切な財務事務が発生したことは、職員に対する管理監督等が不十分であり、不適切な事務の管理執行体制となっていた。（教育委員会 越谷総合技術高等学校）

収入・管理の不備（令和4年7月1日公表）

・申請者等から徴収した手数料等の現金が入ったポーチを机上に置き、一時的に離席したところ、亡失した。

・現金を机上に置くなど現金の管理について適正さを欠いていたこと及び現金管理について上司が十分に注意を払っていなかったことは、事務の管理執行体制において不適切であった。（保健医療部 南部保健所）

契約内容・不注意（令和4年7月1日公表）

・令和3年度に締結した「精密検査用試薬・消耗品の単価契約」について、契約書本文には契約単価を「別紙仕様書のとおり」と記載したにもかかわらず、契約単価を記載した仕様書を契約書本文に添付しておらず、契約書に契約単価の記載がないことは不適切であった。（保健医療部 食肉衛生検査センター）

調達手続・管理の不備（令和4年7月1日公表）

・令和3年度の「県立狭山清陵高等学校環境整備業務委託」に係る一般競争入札について、事務職員が来校した入札予定業者担当者に秘密事項である最低制限価格を教示し、入札の公正を害する行為を行った。

・また、予定価格調書を作成後、封書とせず保管していたことは、上司の職員に対する管理監督等が不十分であり、事務の管理執行体制が不適切であった。

（教育委員会 狭山清陵高等学校）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
3年度	0	16	16	8	8(注意8)	未措置のうち5件は令和4年7月に措置済
2年度	9	11	20	20	-	
元年度	5	18	23	23	-	

オ 主な事例

- (ア) 指摘 なし
- (イ) 注意

対象機関	監査の結果（監査結果の公表日・県報の号数）	講じた措置（措置の公表日・県報の号数）
農林部 森づくり課	債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られたことは、管理体制として不適切であった。 (令和3年10月8日・第250号)	監査から注意を受けた内容を各管理職・各グループリーダーに対し課内会議で認識させるとともに、全職員にも周知した。また債権管理簿の記帳整理をより正確に徹底するため以下のとおり改善することとした。 なお、債権管理簿の金額の誤りと記載漏れについては関係書類を突合し、7月末日までに記帳整理した。 1 債権管理簿の記載方法が担当ごとにばらばらであったため、課内の取扱いを統一し、記入要領を作成した。 2 債権管理簿への記帳整理は原則、調定時に実施することとした。 3 実施している財務事務の自己検査時に担当ラインだけでなく総務担当や所属長もチェックし複数で確認を徹底することとした。 (令和3年12月17日・第270号)
会計管理者 出納総務課	県収入証紙の紛失について、埼玉県財務規則第215条の規定に基づく事故報告を行わなかったのは不適切であった。 (令和3年10月8日・第250号)	速やかに事故報告書を作成、提出するとともに、再発防止のため、証紙出納簿と証紙在庫枚数に差異が生じた際の事務手続についてフロー図を作成し、証紙事務担当者マニュアルに追加し、今後事故が発生した際に事務手続に漏れが発生しないよう担当内に周知した。 併せて、証紙の取扱手順を見直し、必要な紛失防止措置をとることについてもマニュアルに明記し、周知した。 (令和3年12月17日・第270号)

(2) 特定事務監査(テーマ監査)

ア テーマ「女性活躍の推進について」

(ア) 監査の趣旨及び着眼点

少子高齢化や人口減少社会の中で、本県が持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、一人一人が個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が必要不可欠である。そのためには、意欲ある女性が能力を発揮し、生き生きと輝ける社会の実現が重要です。

本県では、女性が子育てなどの家庭生活やプライベートを充実させながら、持続的にキャリアを積み重ねていける環境づくりを進めており、多様な働き方の普及拡大に取り組むとともに、就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行っています。

また、男女が互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、行政や企業、家庭などの各分野での男女共同参画を進めています。

さらに、今年度は平成28年4月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(令和8年3月31日までの時限立法)の折り返しにあたることから、本県の女性活躍の推進のための取組について、主に次の観点から状況を調査し、課題を整理するとともに、今後の事業展開に関して提言を行うこととしました。

県の男女共同参画の現状及び課題

多様な働き方の推進策及び課題

女性の就業・キャリアアップの支援策と活用状況

県庁組織における女性活躍の推進の現状及び取組

(イ) 対象機関

a 現地調査

日程	対象機関(施設)
11月24日	男女共同参画推進センター
	女性キャリアセンター
	多様な働き方実践企業プラチナ認定企業1社
12月1日	多様な働き方実践企業プラチナ認定企業1社

b 委員監査

所管部局	監査対象機関
直轄	統括参事
総務部	人事課
県民生活部	男女共同参画課
産業労働部	人材活躍支援課、多様な働き方推進課

(ウ) 実施期間

令和3年11月24日～令和4年1月31日

(エ) 監査の結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認しました。

(オ) 監査結果の報告に添える意見(13件)

県の男女共同参画の現状及び課題(3件)

番号	部局	機関	意見内容
1	県民生活部	男女共同参画課	コロナ禍で女性の貧困等が顕在化し、ジェンダー不平等などに対する問題意識の高まりは、男女共同参画を推進する好機である。次期計画の策定に当たっては、県民の声をよく聞き、この好機を逃すことなく男女共同参画を推進していただきたい。
2	県民生活部	男女共同参画課	貧困に苦しむ女性に必要な情報を届けるとともに、県民が男女共同参画により関心を示すよう、積極的な情報発信に努めていただきたい。
3	県民生活部	男女共同参画課	女性が活躍するためには、男性の意識改革が必要不可欠である。「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の活動などもいかながら、男性の意識改革が進むよう取り組んでいただきたい。

多様な働き方の推進策及び課題(3件)

番号	部局	機関	意見内容
4	産業労働部	多様な働き方推進課	労働関係法令の改正や、コロナ禍で多様な働き方は重要性を増してきている。申請の窓口となる地域振興センター職員の能力アップに努めるとともに、丁寧な相談及びフォローアップなどを通じて、1社でも多く多様な働き方実践企業が増えるよう、引き続き取り組んでいただきたい。
5	産業労働部	多様な働き方推進課	多様な働き方実践企業の認定は5年ごとに更新するが、更新対象企業の2割程度が就業規則の不備などにより、更新を実施していない。多様な働き方実践企業を減らさないためにも、関係法令の改正情報を認定企業に提供するなど、今まで以上に更新に必要なフォローアップを実施していただきたい。
6	産業労働部	多様な働き方推進課	多様な働き方実践企業を求職者にPRしていくのは、非常に良い取組である。求職者が興味を示すものは、企業も関心があるはずである。今後は、多様な働き方実践企業の魅力が更に引き出せるよう、社員の声をより多く掲載するなど、工夫して取り組んでいただきたい。

女性の就業・キャリアアップの支援策と活用状況（3件）

番号	部局	機関	意見内容
7	産業労働部	人材活躍支援課	働く女性のワンストップ支援サイトでは、同じ問題を意識している女性同士が意見交換を行えるなど、女性たちが意見を表明できる仕組づくりを検討していただきたい。
8	産業労働部	人材活躍支援課	コロナ禍の中、テレワークが進むなど働き方も多様化してきている。既に様々な支援策を実施しているが、引き続き、利用者のニーズをよく把握するとともに、他部局とも連携し、きめ細かい支援に取り組んでいただきたい。
9	産業労働部	人材活躍支援課	今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、デジタル分野における人材の需要は増してくる。そのような中で、働く意欲のある女性が足踏みすることなく一歩を踏み出せるよう、デジタル関係のスキルについて、セミナーや研修のレベルアップなど必要に応じた対策を実施していただきたい。

県庁組織における女性活躍の推進の現状及び取組（4件）

番号	部局	機関	意見内容
10	直轄	統括参事	女性が活躍するためには、様々な方面からの支援が必要である。女性活躍の推進が更に加速するよう、アドバイザー・ユニット制度などを運用しながら、関係部局とよく連携し、女性活躍に向けた事業に取り組んでいただきたい。
11	総務部	人事課	皆が働きやすい職場にするための参考として、妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員の意見も聞いていただきたい。
12	総務部	人事課	妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員を減らすために、復帰後の職員の働き方についてより一層工夫していただきたい。
13	総務部	人事課	女性が生き生きと働くためには、女性職員の働きやすさを追求するだけでなく、男性職員の意識改革も不可欠である。また、女性が働きやすい職場は、結果として皆が働きやすい職場となる。県内市町村や企業のモデルとなり、女性が活躍できる職場は県庁であると言われるよう、今後も職員の声によく耳を傾けながら、取組を更に進めていただきたい。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体10団体、指定管理者21団体24施設、補助金等交付団体6団体、計40箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監査結果			令和2年度末 未措置	令和3年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和3年度	0	0	0	-	-	-	
令和2年度	0	0	0	-	-	-	
令和元年度	0	1	1	-	-	-	

(4) 決算審査

令和2年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 令和2年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

令和3年8月10日～令和3年9月16日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

県税収入の確保

県税収入は7,758億円で、納税率は98.4%と前年度と同率を維持した。また、県税の収入未済額は116億円で10年ぶりに前年度から6億円増加した。

個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き、市町村との緊密な連携のもと、収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行うとともに、現年課税対策についても一層取組を強化し、納税率の向上と収入未済額の圧縮に努めていただきたい。

また、個人県民税（均等割・所得割）以外の税目については、課税調査の徹底により課税額の確保に努めるとともに、10年ぶりに増加した収入未済額の圧縮と県税収入の確保に努めていただきたい。

持続可能な財政運営

県債発行額は、前年度に比べ339億円増の2,625億円で、県債残高は3兆8,426億円で、前年度に比べ262億円増加した。県民一人当たりの県債残高は約52万円である。今後も県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないように、県債残高の適正な管理に努めていただきたい。

令和元年度末は600億円まで減少した財源調整のための基金の年度末残高は、令和2年度末には652億円と若干改善しているが、今回の新型コロナのような不測の事態が生じた際にも、機動的かつ柔軟に対応することができるよう、行財政改革を着実に進め、財源調整のための基金の残高復元に努めていただきたい。

感染症拡大に備えた取組

新型コロナへの対策については、確保した病床を有効に活用するため、病状に応じた転院を促進する体制の強化、宿泊療養や自宅療養を支援する医療体制の強化に取り組んでいただきたい。

また、感染拡大防止を図るため、引き続き、相談体制や診療・検査体制の整備、クラスター対策、ワクチン接種体制の支援に取り組むとともに、更なる感染拡大を見据えた病床・宿泊療養施設の確保に努めていただきたい。

加えて、新型コロナ対策から得た知見を踏まえ、新たな感染症に備える取組を次期地域保健医療計画に盛り込むことについて検討していただきたい。

コロナ禍における県内中小企業等への支援

テレワークは感染症対策にとどまらず、時間や場所にとらわれない多様な働き方の実現、非常時における業務継続対策、業務の効率化、地域の活性化など、企業、従業員、地域社会にとって多くの効果が見込まれるため、普及・定着に向けた更なる支援を行っていただきたい。

D Xへの取組の第一歩となるデジタル化がもたらすウイズコロナ・ポストコロナ社会における効果や価値を共有し、県内中小企業等がデジタル化を進める上での課題を踏まえた効果的な支援を行っていただきたい。

イ 令和2年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

令和3年8月10日～令和3年9月16日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【工業用水道事業会計】

工業用水道事業は、産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図るため、昭和39年に柿木浄水場、昭和43年に大久保浄水場が営業給水を開始した。供給区域である、草加市、八潮市、蕨市及び戸田市の全区域並びにさいたま市及び川口市の区域の一部は、昭和50年代頃までは工業系の土地需要も高かったが、鉄道網の整備に伴う通勤・通学の利便性向上や平成初期をピークとする地価高騰を受け、住宅系への土地利用転換が進んだ。

工業用水道の料金は、給水開始後の実際の使用水量にかかわらず、契約水量で算定する方法（責任水量制）を採用している。契約水量は、事業所の廃止・撤退により昭和57年度をピークとして年々減少を続けており、令和2年度末にはピーク時の5割強まで落ち込んだ。

企業局では、給水区域内事業所への営業、公共施設や公園への雑用水の供給、産業団地売却先への供給など契約水量の確保に努めているが、契約水量を増加に転じさせるまでには至っていない。

1^m3当たりの基本料金は平成5年度から22円53銭（税別）に据え置いているため、給水収益は、契約水量の減少に伴って、この10年間で、17億円から15.6億円へと1割近く低下している。

近年の総費用は、修繕費の大小による年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいである。平成30年度15.9億円、令和元年度15.8億円、令和2年度19.6億円で推移し、維持管理費が

5割強、減価償却費が3割程度を占めている。施設・設備の経年化が進んでおり、今後更新を進めると、減価償却費は段階的に増加し経営に影響を及ぼすこととなる。

令和2年度末現在、給水能力は253千 m^3 /日、契約水量は約182千 m^3 /日で、28.1%の乖離が生じている。平成8年と11年には、契約水量の低下に伴う給水能力との乖離増大のため、給水能力を縮小した。これにより、平成7年度末に24.3%だった乖離が0.8%まで近づいた。その後20年が経過し以前にも増して乖離が広がっている。

引き続き、給水区域内事業所への営業などにより契約水量の維持確保に努めるとともに、余剰な給水能力のダウンサイジングなども検討する必要がある。さらに料金引上げも視野に入れ、大口契約者を中心に今後の経営方針について意見交換を行っていくべきである。

【病院事業会計】

埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成30～32年度）に掲げられた主な業績評価指標について、最終年度である令和2年度の実績値では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴う入院・外来患者数減少の影響を受け、病床利用率及び医業収支比率は4病院とも目標に達しなかった。

病床利用率は、4病院全体で70.1%と、元年度比で8.1ポイント低下した。

医業収益は4病院全体で約404億32百万円と、元年度比で約22億51百万円の減となったのに対し、医業費用は4病院全体で558億51百万円と、元年度比で3億円増加したため、医業収支比率は4病院全体で72.4%と、元年度比で4.4ポイント低下した。

経常収支比率は、新型コロナウイルス感染症対策関連国庫補助金及び地方独立行政法人化に伴う一般会計からの負担金の増により、4病院全体で99.3%と、元年度比で1.1ポイント改善し、循環器・呼吸器病センター、がんセンター及び小児医療センターにおいてアクションプランの目標値を上回った。精神医療センターは目標値には達しなかったものの、元年度の実績値を上回った。

救急医療や高度専門医療の提供については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、一定の成果が認められる。

循環器・呼吸器病センターにおいては脳神経センターにおける脳卒中患者の救急受入数や手術件数、がんセンターにおいては通院治療センターの患者数やがんゲノム遺伝子パネル検査数、小児医療センターにおいては小児生体肝移植件数やCAR-T細胞療法件数について実績を伸ばした。また、精神医療センターの児童・思春期病棟や医療観察法病棟では年間を通じて高い病床利用率を維持している。

県立病院は令和3年4月に地方独立行政法人に移行した。県立病院の使命である高度専門医療等を確実に提供できるよう、そのメリットを生かし、医師・看護師等の確保及び定着と合わせ、更なる経営基盤の強化に努めていただきたい。

【流域下水道事業会計】

本県の流域下水道事業は8つの流域下水道で構成され、47市町の公共下水道から下水を受け入

れている。9つの水循環センターで終末処理を行い、処理水は河川に放流している。

汚水処理などの維持管理費用は、主として各流域市町の県民からの下水道使用料等を原資とする市町からの維持管理負担金で賄っている。維持管理負担金は1立方メートル当たりの単価に処理水量を乗じて算定しており、単価は処理原価（減価償却費を除く）と均衡するよう概ね5年ごとに見直しを行っている。

令和2年度の流域ごとの維持管理負担金の単価（円/㎥）は次のとおりである。

	流域名	負担金単価	令和2年度年間処理水量
1	荒川左岸南部	36	233,663,728 ㎥
2	荒川左岸北部	38	57,058,570 ㎥
3	荒川右岸	32	214,438,074 ㎥
4	中川	40	164,149,505 ㎥
5	古利根川	78	15,704,647 ㎥
6	荒川上流	99	2,092,742 ㎥
7	市野川	87	4,662,904 ㎥
8	利根川右岸	83	5,379,660 ㎥

維持管理負担金には各流域下水道の規模等により単価差が生じており、最も高い荒川上流流域は99円と最も安い荒川右岸流域の32円と比べて3倍以上となっている。各流域の収支は独立しており、利益を受ける限度で維持管理費用を市町村に負担させるという下水道法の規定から単価差が生じることはやむを得ない。この単価差が、流域ごとに設置時期や人口規模などの差が極めて大きいことに起因していることは理解できるが、市町の下水道を県の流域下水道に接続して最終処理をしている点では同じであり、広域行政を担う県として単価差が広がることへの対応が必要であると考えられる。

今後人口減少が進み、特に中小規模の流域が大きな影響を受けると見込まれる中、単価差の抑制に向けた方策を検討する必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

令和3年8月10日～令和3年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
実質公債費比率	10.9%	11.1%	25%未満
将来負担比率	181.1%	185.5%	400%未満

- ・実質公債費比率の全国平均は、10.2%（埼玉県は比率が低い順で全国25位）
- ・将来負担比率の全国平均は、171.3%（埼玉県は比率が低い順で全国21位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると改善している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

令和3年8月10日～令和3年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	令和2年度	令和元年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

令和3年度に監査結果を公表した住民監査請求は、ありませんでした。

なお、受付後に却下した住民監査請求は、1件です。

(7) 内部統制評価報告書審査

令和2年度内部統制評価報告書について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 審査の着眼点

監査委員による令和2年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

イ 審査の実施方法

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

ウ 審査結果

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

エ 審査意見

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

(ア) 全庁的な内部統制における評価項目等の設定について

評価項目やそれに対応する規定は、全庁的な内部統制の有効性の評価を行うための根幹をなす部分である。必要な評価項目が設定され、また、評価項目に対応する規定についても重要な通知などの記載漏れがないよう、引き続き、関係部局に積極的に働きかけるなど、しっかりと連携して取り組んでいただきたい。

(イ) 業務における内部統制での適切なリスクの設定及び自己評価について

リスクの設定にあたり、県収入証紙の紛失等に伴う市中での不正流通のみをリスクとしている事例があったが、県収入証紙は金銭的価値を有するものと考えられ、紛失自体が十分なリスクである。内部統制制度を形がい化させないため、内部統制の基礎であるリスクの適切な設定及び事故等があった際の適正な評価に取り組んでいただきたい。

(ウ) 「重大な不備」の評価及び適時の報告について

一般競争入札により契約した案件で、設計額の違算により、契約を解除した事案があったが、自己評価では重大な不備ありとしたものの、内部統制評価部局による評価では不備ありとされた。

内部統制評価部局によると、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」及び「重大な不備に該当するかの判断基準について(令和3年3月23日総務部長決裁)」に基づき判断したとのことであるが、県の事業進捗や県の損失の有無など県への影響に重点を置いた判断と思われる。

内部統制制度の目的は、県民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されることであり、今後、重大な不備に該当するかの判断にあたっては、県への影響だけでなく、県民への影響も十分に考慮するよう検討していただきたい。

また、内部統制が有効に働くためには、内部統制評価部局に対して不備に関する情報が適時に伝わり、速やかに対応することが重要である。「業務における内部統制実施要領」に基づき必要な報告が適切に行われる体制を構築していただきたい。

なお、本事案については、内部統制評価部局によると損害に関する事業者との協議の結果を踏まえ、その属する年度において改めて評価することである。今後、損害賠償等、事実関係が確定した段階で速やかに評価を行っていただきたい。

(エ) 実効性のある内部統制の実現について

内部統制が有効に機能するためには、制度に対する各職員の十分な理解、意識、実践が必要である。

内部統制制度導入の重要性を啓発し、導入初期における取組の温度差などにきめ細かく対応するとともに、実践の過程で把握されるリスク事案等を組織全体で共有するなど、実効性のある内部統制を実現していただきたい。

資 料 編

令和3年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成29年度	581	294	287	51
平成30年度	581	289	292	50
令和元年度	581	279	302	48
令和2年度	581	278	303	48
令和3年度	581	290	291	50

平成29年度は病院局経営管理課に2回監査を実施しているが、機関数は1機関と数えている。

(2) 監査の結果等

ア 令和3年度第1回

提出(令和3年 9月27日)

公表(令和3年10月 8日)

(ア) 監査の対象機関 193機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高

	校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

令和3年4月15日～令和3年8月20日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 7件(6機関)

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部	共助社会づくり課	令和2年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金について、規則で定めている補助事業者からの変更交付申請書の徴取及び変更交付決定通知書の交付を行わないまま、支出負担行為の変更を行ったことは不適切であった。
2	危機管理防災部	危機管理課	令和2年度に締結した「令和2年度埼玉県震災対策行動計画策定調査業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
3	農林部	森づくり課	債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られたことは、管理体制として不適切であった。

4	会計管理者	出納総務課	県収入証紙の紛失について、埼玉県財務規則第 215 条の規定に基づく事故報告を行わなかったのは不適切であった。
5	会計管理者	出納総務課	令和 2 年度に締結した「令和 2 年度公用車安全運転実技研修」について、契約金額が 50 万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。
6	教育委員会	保健体育課	令和 2 年度に締結した「埼玉県学校安全総合支援事業委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
7	教育委員会	教職員採用課	令和 2 年度に締結した「令和 3 年度埼玉県公立学校教員採用選考試験等適性検査採点処理業務委託単価契約」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項について定めておらず、当該誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。

イ 令和3年度第2回

提出(令和3年12月3日)

公表(令和3年12月17日)

(ア) 監査の対象機関 44機関

所管部局	監査対象機関
総務部	さいたま県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
福祉部	埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所
産業労働部	中央高等技術専門学校
農林部	加須農林振興センター、春日部農林振興センター、川越家畜保健衛生所、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、東松山県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、庄和浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
教育委員会	南部教育事務所、熊谷図書館、上尾高等学校、上尾南高等学校、岩槻高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷農業高等学校、庄和高等学校、鷲宮高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園

(イ) 監査実施日

令和3年8月23日～令和3年10月17日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	上尾高等学校	令和2年度に実施した「散水用水中ポンプ取替修繕」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。

ウ 令和3年度第3回

提出(令和4年 2月18日)

公表(令和4年 3月 4日)

(ア) 監査の対象機関 208機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、川越県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所

教育委員会	<p>東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、朝霞西高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、上尾かしの木特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、西入間警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、行田警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

令和3年10月18日～令和3年12月28日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 5件(5機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	環境整備センター	令和3年度に締結した「03 自家発電設備保守点検業務委託」など合計3件の業務委託契約における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
2	福祉部	総合リハビリテーションセンター	令和3年度に締結した「検体検査業務委託契約」(単価契約・長期継続契約)について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
3	下水道局	中川下水道事務所	令和元年度に締結した「中川流域処理場第2沈砂池ポンプ棟接続施設工事」の2回目の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が管理者のところ局長が決裁していたことは、不適切であった。
4	教育委員会	近代美術館	当館が管理している北浦和公園内徒渉池において、流水状態が約2週間続く事故が発生した。この事故により、同期間を含む2か月分の水道料金として、直前の2か月分の水道料金の12倍となる約468万円を支払うこととなった。 北浦和公園内における施設管理業務については、「埼玉県近代美術館施設管理(空調設備保守・運転・中央監視)業務委託契約」において業者に委託しているが、本来業者に行わせる業務を美術館職員が行ったこと、また、仕様書どおりに行われていない業務があるにもかかわらず、それに気付かず事務を進めていたことは事務の管理執行体制という点で不適切であった。
5	教育委員会	越谷総合技術高等学校	令和2年度の高等学校等就学支援金に係る事務処理を怠ったため、国からの就学支援金11人分970,200円が支給されず、一部を私費で補填し事実を隠蔽していた。 また、授業料及び入学料、奨学のための給付金などの事務処理を怠り、保存すべき文書を破棄していたほか、平成30年度の実践室のエアコン修繕について、財務規則に則った業者選定手続を行わず業者に修繕を依頼し、その費用342,573円を私費で支払い、事実を隠蔽してい

			<p>た。</p> <p>平成 30 年度以降に複数の不適切な財務事務が発生したことは、職員に対する管理監督等が不十分であり、また、事務の管理執行体制が不適切であった。</p>
--	--	--	--

工 令和3年度第4回

提出(令和4年 6月20日)

公表(令和4年 7月 1日)

(ア) 監査の対象機関 136機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南部地域振興センター、県央地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所
危機管理防災部	防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所
保健医療部	南部保健所、東松山保健所、熊谷保健所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	熊谷家畜保健衛生所、花と緑の振興センター、茶業研究所
教育委員会	西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター江南支所、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、朝霞高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間向陽高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越女子高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、幸手桜高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、志木高等学校、誠和福祉高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、人間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、

	大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、新座警察署、上尾警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、熊谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、岩槻警察署、幸手警察署、杉戸警察署

(イ) 監査実施日

令和4年1月11日～令和4年3月29日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 3件(3機関)

番号	部局	機関	概要
1	保健医療部	南部保健所	申請者等から徴収した手数料等の現金が入ったポーチを机の上に置き、一時的に離席したところ、亡失した。現金を机の上に置くなど現金の管理について適正さを欠いていたこと及び現金管理について上司が十分に注意を払っていなかったことは、事務の管理執行体制において不適切であった。
2	保健医療部	食肉衛生検査センター	令和3年度に締結した「精密検査用試薬・消耗品の単価契約」について、契約書本文には契約単価を「別紙仕様書のとおり」と記載したにもかかわらず、契約単価を記載した仕様書を契約書本文に添付しておらず、契約書に契約単価の記載がないことは不適切であった。
3	教育委員会	狭山清陵高等学校	令和3年度の「県立狭山清陵高等学校環境整備業務委託」に係る一般競争入札について、事務職員が来校した入札予定業者担当者に秘密事項である最低制限価格を教示し、入札の公正を害する行為を行った。 また、予定価格調書を作成後、封書とせず保管してい

			たことは、上司の職員に対する管理監督等が不十分であり、事務の管理執行体制が不適切であった。
--	--	--	---

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人(出資団体) 公の施設の管理を委託している団体(指定管理者)及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

ア 令和3年度監査実施団体

種別	法人名	施設名
出資法人	(株)秩父開発機構	
	埼玉高速鉄道(株)	
	(公財)埼玉県消防協会	
	(公大)埼玉県立大学	
	(公財)埼玉県産業振興公社	
	(公社)埼玉県農林公社	
	埼玉県道路公社	
	(株)さいたまアリーナ	
	埼玉県住宅供給公社	
(公財)埼玉県下水道公社		
計	法人数	10団体
指定管理者	(公財)埼玉県スポーツ協会・(株)サイオー共同企業体	武道館
	(公財)トロのふるさと基金	狭山丘陵いきものふれあいの里センター
	(社福)埼玉県社会福祉協議会	社会福祉総合センター
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	障害者交流センター
	(株)馬淵商事	伊豆潮風館
	(社福)埼玉県ブルーバードホーム	熊谷点字図書館
	(公財)埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ(株)グループ	県民健康福祉村
	(公社)埼玉県農林公社	農林公園
	(株)高橋造園	みどりの村
	(株)さいたまアリーナ	さいたまスーパーアリーナ
	埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク	埼玉スタジアム2002公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	羽生水郷公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	みさと公園・吉川公園
	所沢航空記念公園マネジメントネットワーク	所沢航空記念公園
	秩父開発機構・西武造園グループ	秩父ミュージックパーク
	(一社)埼玉県造園業協会	森林公園緑道
	松伏町	まつぶし緑の丘公園
	埼玉県住宅供給公社	特定公共賃貸住宅
	埼玉県住宅供給公社	特別県営住宅
	オーエンス・アイルグループ	小川げんきプラザ
(株)東急コミュニティー	神川げんきプラザ	
桶川地域文化振興共同事業体	さいたま文学館	
(株)乃村工芸社	川の博物館	
計	指定管理者	21団体24施設
補助団体	小川町商工会	
	和光市商工会	
	北本市商工会	
	本庄商工会議所	
	志木市商工会	
	鴻巣市商工会	
計	補助団体	6団体
監査実施団体 計		40箇所

(2) 監査結果

指摘・注意なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成28年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成28年度	1	-	(*1) 1	-	-	(*1)一部却下 1
平成29年度	4	-	(*2) 2	2	-	(*2)一部却下 1
平成30年度	2	-	(*3) 1	1	-	(*3)一部却下 1
令和元年度	0	-	-	-	-	
令和2年度	0	-	-	-	-	
令和3年度	1	-	-	1	-	受理せず却下

(2) 請求事案及び結果（平成28年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
28. 5.25	平成27年4月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例違反に関する件	28. 7.22 棄却 (一部却下)	
29. 8.14	平成28年度の政務活動費に関する件	29.10.10 棄却 (一部却下)	
29.10. 2	森林ボランティア育成事業補助金に関する件	29.11.16 却下	
30. 2.13	政党機関紙の購読に係る支出等に関する件	30. 3.15 却下	
30. 3.28	平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償に関する件	30. 6. 1 棄却	
30. 9.13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30.10.11 却下	

31. 2. 6	旧本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件	31. 3.14 棄却 (一部却下)	
R4. 2. 7	県費負担教職員の給与に係る埼玉県教育委員会に関する措置請求について	R4. 2.16 却下	受理せず却下



令和3年度 事務概要

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330 - 9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048 - 830 - 6513

FAX 048 - 830 - 4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp